

# 福岡県公報

平成18年3月20日  
第2510号

## 目次

### 告示(第545号-第557号)

○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課)	1
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課)	1
○都市計画事業の施行	(公園街路課)	2
○家畜の検査の実施	(畜産課)	2
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	3
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課)	4
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課)	4
○道路の区域の変更	(道路維持課)	5
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(治山課)	5
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(治山課)	5
○道路の区域の変更	(道路維持課)	5
○道路の供用の開始	(道路維持課)	6
○福岡県介護保険広域連合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県介護保険広域連合規約の変更	(地方課)	6

### 公告

○宅地建物取引業法に基づく聴聞の期日における審理の公開	(建築指導課)	6
-----------------------------	---------	---

### 教育委員会

○技能教育のための施設の指定	(教育庁高校教育課)	6
----------------	------------	---

### 公安委員会

○教習指導員審査の実施	(警察本部運転免許試験課)	7
-------------	---------------	---

## 雑報

○有料道路に関する工事の一部完了	(高速道路対策室)	9
○福岡高速道路に係る料金及び料金徴収期間の変更	(高速道路対策室)	9
○福岡高速道路に係る料金の弾力的な割引について	(高速道路対策室)	14
○福岡高速道路の料金について理事長が定める事項	(高速道路対策室)	14

## 正誤

○アサリの採捕の禁止(平成17年度福岡県有明海区漁業調整委員会指 示第45号)中正誤	15
○はまぐり等の採捕の禁止(平成17年度福岡県有明海区漁業調整委員 会指示第46号)中正誤	15

## 告示

### 福岡県告示第545号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、平成16年8月27日福岡県告示第1510号福岡都市計画公園事業5・5・8号西南杜の湖畔公園(福岡市施行)の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年3月20日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 事業施行期間  
平成12年3月1日から平成19年3月31日まで
- 2 事業地
  - (1) 収用の部分  
平成16年8月27日福岡県告示第1510号の事業地中福岡市城南区七隈六丁目及び千隈二丁目地内において変更する。
  - (2) 使用の部分  
福岡市城南区七隈六丁目地内

### 福岡県告示第546号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成10年4月20日福岡県告示第750号福岡都市計画公園事業5・5・7号小戸公園（福岡市施行）の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年3月20日

福岡県知事 麻生 渡

1 事業施行期間

平成6年11月4日から平成20年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

平成10年4月20日福岡県告示第750号の事業地中福岡市西区小戸三丁目地内において変更する。

(2) 使用の部分

なし

**福岡県告示第547号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による告示があったので、都市計画事業の施行について同法第66条の規定により次のように公告する。

平成18年3月20日

福岡県知事 麻生 渡

1 都市計画事業の種類と名称

筑後都市計画及び瀬高都市計画公園事業9・6・1号筑後広域公園

2 施行者の名称

福岡県

3 事務所の所在地

- イ 福岡県建築都市部公園街路課 福岡市博多区東公園7番7号
- ロ 福岡県柳川土木事務所 柳川市三橋町大字今古賀8番1号
- ハ 福岡県八女土木事務所 八女市大字本村字深町25番地

4 事業地の部分

収用の部分 平成8年2月29日建設省告示第289号、平成14年3月29日九州地方整備局告示第76号及び平成16年1月5日九州地方整備局告示第3号の事業地に瀬高町大字本郷字古川、字松原、字北中野及び字中野地内を加える。

使用の部分 瀬高町大字本郷字古川、字松原及び字北中野地内

**福岡県告示第548号**

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定に基づき、次のように家畜の検査を実施するので、同条第2項の規定により公示する。

平成18年3月20日

福岡県知事 麻生 渡

1 実施の目的

家畜の監視伝染病のうち、ブルセラ病、結核病、ヨーネ病、伝達性海綿状脳症、馬伝染性貧血、家きんサルモネラ感染症（ひな白痢に限る。）、腐蛆病及びオーエスキー病の発生予防並びに高病原性鳥インフルエンザ、ブルータング、アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の発生予察のため。

2 検査の対象となる監視伝染病の種類、実施する区域、実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲、実施の期日並びに検査の方法

次の表に掲げるとおりとする。

監視伝染病の種類	実施する区域	実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲	実施の期日	検査の方法
ブルセラ病	知事がブルセラ病の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている牛のうち、知事が必要と認めたもの	平成18年4月1日から平成19年3月31日まで	血清学的検査（凝集反応検査、補体結合反応検査）、疫学的検査及び臨床検査
結核病	知事が結核病の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている牛のうち、知事が必要と認めたもの	平成18年4月1日から平成19年3月31日まで	ツベルクリン検査、疫学的検査及び臨床検査

ヨーネ病	知事がヨーネ病の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている牛のうち、知事が必要と認めたもの	平成18年4月1日から平成19年3月31日まで	血清学的検査（酵素免疫測定検査）、細菌検査、疫学的検査及び臨床検査
伝達性海綿状脳症	知事が伝達性海綿状脳症の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域に所在する月齢又は推定月齢が満24月以上で死亡した牛の死体及び月齢又は推定月齢が満12月以上で死亡しためん羊又は山羊の死体のうち、知事が必要と認めたもの	平成18年4月1日から平成19年3月31日まで	酵素免疫測定検査、ウエスタンブロット検査、免疫組織化学的検査及び疫学的検査
馬伝染性貧血	知事が馬伝染性貧血の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている馬のうち、知事が必要と認めたもの	平成18年4月1日から平成19年3月31日まで	血清学的検査（寒天ゲル内沈降反応検査）、疫学的検査及び臨床検査
家きんサルモネラ感染症（ひな白痢に限る。）	知事が家きんサルモネラ感染症（ひな白痢に限る。）の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている鶏のうち、知事が必要と認めたもの	平成18年4月1日から平成19年3月31日まで	血清学的検査（凝集反応検査）、細菌検査、疫学的検査及び臨床検査
腐蛆病	知事が腐蛆病の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されているみつばちのうち、知事が必要と認めたもの	平成18年4月1日から平成19年3月31日まで	細菌検査、疫学的検査及び臨床検査
オーエスキー病	知事がオーエスキー病の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている豚のうち、知事が必要と認めたもの	平成18年4月1日から平成19年3月31日まで	血清学的検査（ラテックス凝集反応検査、酵素免疫測定検査及び中和試験）、疫学的検査及び臨床検査

高病原性鳥インフルエンザ	知事が高病原性鳥インフルエンザの発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている家きんのうち、知事が必要と認めたもの	平成18年4月1日から平成19年3月31日まで	血清学的検査（寒天ゲル内沈降反応検査）、ウイルス分離検査、疫学的検査及び臨床検査
ブルータング	知事がブルータングの発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている牛のうち、知事が必要と認めたもの	平成18年4月1日から平成19年3月31日まで	血清学的検査（寒天ゲル内沈降反応検査）、疫学的検査及び臨床検査
アカバネ病	知事がアカバネ病の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている牛のうち、知事が必要と認めたもの	平成18年4月1日から平成19年3月31日まで	血清学的検査（中和試験）疫学的検査及び臨床検査
チュウザン病	知事がチュウザン病の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている牛のうち、知事が必要と認めたもの	平成18年4月1日から平成19年3月31日まで	血清学的検査（中和試験）疫学的検査及び臨床検査
アイノウイルス感染症	知事がアイノウイルス感染症の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている牛のうち、知事が必要と認めたもの	平成18年4月1日から平成19年3月31日まで	血清学的検査（中和試験）疫学的検査及び臨床検査
イバラキ病	知事がイバラキ病の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている牛のうち、知事が必要と認めたもの	平成18年4月1日から平成19年3月31日まで	血清学的検査（中和試験）疫学的検査及び臨床検査
牛流行熱	知事が牛流行熱の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている牛のうち、知事が必要と認めたもの	平成18年4月1日から平成19年3月31日まで	血清学的検査（中和試験）疫学的検査及び臨床検査

## 福岡県告示第549号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告す

る。  
平成18年3月20日  
福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日  
平成18年3月1日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称  
特定非営利活動法人 トータルサポート

(2) 代表者の氏名  
樋川 龍也

(3) 主たる事務所の所在地  
福岡県八女郡立花町大字北山5041番地1

(4) 定款に記載された目的  
この法人は、地域の活性化や社会教育や求職者の支援などの分野において、調査研究・企画・相談事業を行うことで、市民を取り巻く様々な環境の整備を図り、もっと安心して住み良い豊かな街づくりや起業・就業促進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第550号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年3月20日  
福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日  
平成18年2月24日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称  
特定非営利活動法人直方川づくりの会

(2) 代表者の氏名  
野見山 ミチ子

(3) 主たる事務所の所在地  
福岡県直方市溝堀一丁目1番10号

(4) 定款に記載された目的  
本法人は、一般市民、法人及びその他の団体、自治体等に対して、環境保全に関する各種情報の収集及び提供、河川の環境をはじめとした川の環境保全のための企画、計画、技術開発、各種環境教室の実施等に関する事業を行い、環境の保全に寄与することを目的とする。

福岡県告示第551号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年3月20日  
福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日  
平成18年2月28日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称  
特定非営利活動法人さわやか大善寺

(2) 代表者の氏名  
合戸 清

(3) 主たる事務所の所在地  
福岡県久留米市大善寺町夜明838番地の1

(4) 定款に記載された目的  
この法人は、高齢者や困難を抱えている人に対して、お互いに助け合う精神で、介護保険法に基づく居宅サービス事業などを行い、地域社会を豊かで住みやすくする、自主的な福祉活動を活発化し、以て、公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

とする。

### 福岡県告示第552号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年3月20日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
北九州	県 道	宮 田 遠 賀 線	前	遠賀郡遠賀町大字虫生津387番17先から 同郡同町大字虫生津387番18先まで	5.5 ～ 7.5	40.0
			後	鞍手郡鞍手町大字古門4109番2先から 遠賀郡遠賀町大字虫生津387番18先まで	5.5 ～ 32.0	74.0

### 福岡県告示第553号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成18年3月20日

福岡県知事 麻 生 渡

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的次に掲げる告示で定めるところによる。  
昭和58年10月22日農林水産省告示第1999号
- 変更に係る指定施業要件

- 立木の伐採の方法 変更しない。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課並びに豊前市役所及び築上町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 福岡県告示第554号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成18年3月20日

福岡県知事 麻 生 渡

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的次に掲げる告示で定めるところによる。  
昭和58年10月25日農林水産省告示第2031号

- 変更に係る指定施業要件
  - 立木の伐採の方法 変更しない。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課並びに豊前市役所及び築上町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 福岡県告示第555号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年3月20日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
那珂	一般道	385号	前	筑紫郡那珂川町大字五ヶ山1番7先から 同郡同町大字五ヶ山114番5先まで	6.0 ～ 71.0	2043.7
			後	同上	6.0 ～ 71.0	2043.7
			後	筑紫郡那珂川町大字五ヶ山63番先から 同郡同町大字五ヶ山114番5先まで	9.0 ～ 51.0	273.0

**福岡県告示第556号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成18年3月21日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年3月20日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
那珂	385号	筑紫郡那珂川町大字五ヶ山63番先から 同郡同町大字五ヶ山114番5先まで

**福岡県告示第557号**

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）附則第2条第2項の規定によりなお効力を有することとされる同法第9条の2第1項の規定に基づき、福岡県介護保険広域連合から申請のあった福岡県介護保険広域連合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県介護保険広域連合規約の変更について、平成18年3月3日付けで許可し

たので、同条第2項において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第5項の規定により公表する。

平成18年3月20日

福岡県知事 麻生 渡

**公 告****公告**

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項及び同条第2項において準用する同法第16条の15第5項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同法第69条第2項において準用する同法第16条の15第3項の規定により公示する。

平成18年3月20日

福岡県知事 麻生 渡

**1 被聴聞者**

免許番号	商号及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地
福岡県知事(1)第14541号	株式会社ライブ・ボックス 代表者 上野 孝一	福岡市中央区薬院2-14-26

**2 聴聞期日及び場所**

平成18年3月28日午前10時

福岡市博多区東公園7-7

福岡県庁行政棟地下1階行政7号会議室

**教育委員会****福岡県教育委員会告示第12号**

学校教育法（昭和22年法律第26号）第45条の2の規定による技能教育のための施設として、平成18年3月8日付けで指定したので、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第33条の3の規定により次のように告示する。

平成18年3月20日

福岡県教育委員会

**1 (1) 技能教育のための施設の名称**

フェニックス学園高等部

(北九州市八幡東区昭和2丁目3番25号)

(2) 連携措置をとろうとする高等学校の名称

星槎国際高等学校 普通科

(芦別市緑泉町5番12)

(3) 連携措置に係る科目及び連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目

連携措置に係る科目	連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目
ビジネス基礎	ビジネス基礎
情報処理	情報処理
課題研究	課題研究

2 (1) 技能教育のための施設の名称

フリースクール志賀島

(福岡市東区勝馬257-5)

(2) 連携措置をとろうとする高等学校の名称

星槎国際高等学校 普通科

(芦別市緑泉町5番12)

(3) 連携措置に係る科目及び連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目

(技能連携コース)

連携措置に係る科目	連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目
ビジネス基礎	ビジネス基礎
情報処理	情報処理
課題研究	課題研究

**公安委員会**

福岡県公安委員会告示第66号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第99条の3第4項第1号イの規定に基づき、教習指導員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員

会規則第3号)第10条第2項の規定により、次のように公示する。

平成18年3月20日

福岡県公安委員会

1 審査の種類

教習指導員審査(大型二種、普通二種、大型、普通、大特、大自二、普自二及び牽引)

2 審査の実施年月日時、場所等

日 時	項 目	場 所
平成18年4月20日(木曜日) 午前9時00分～午後5時00分	知 識	福岡市中央区天神4丁目4番27号 栄泉不動産天神第二ビル内 福岡県指定自動車学校協会
平成18年4月21日(金曜日) 午前9時00分～午後5時00分	技 能	福岡市中央区天神4丁目4番27号 栄泉不動産天神第二ビル内 福岡県指定自動車学校協会
平成18年4月24日(月曜日) " 4月25日(火曜日) 午前9時00分～午後5時00分	技 能	飯塚市仁保23番地21 筑豊自動車運転免許試験場

3 審査の申請手続等及び受付期間

(1) 審査の申請手続等

ア 審査申請書1部に写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの)、審査自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を複写したもの及び次の表に掲げる審査手数料を添えて福岡県警察本部運転免許試験課へ提出すること。

審査種類	手数料の額	審査細目の一部を免除される場合の手数料の額
普 通	12,150円	左記手数料の額から別表1の免除される審査細目に係る額を減じた額
特定第一種	9,850円	
大型二種	12,550円	左記手数料の額から別表2の免除される審査細目に係る額を減じた額
普通二種		

イ 審査細目の一部を免除される者であるときは、一部免除に該当する者であることを証する書面を併せて提出すること。

ウ 審査申請書の用紙は、福岡県警察本部運転免許試験課で交付する。郵便によって審査申請書の用紙を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記して80円切手を貼った返信用封筒を必ず同封すること。

エ 審査手数料は、福岡県領収証紙により納入すること。

なお、審査申請書を受理した後は、理由の如何にかかわらず審査手数料の返還は行わない。

オ 郵送による審査申請の場合は、必ず郵便書留によること。

#### (2) 受付期間

ア 審査申請の受付期間は、公示の日から同年4月12日（水曜日）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）とする。

イ 郵送による審査申請の申込みは、公示の日から同年4月12日（水曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

#### 4 その他

(1) 第二種免許に係る審査受審者については、当該自動車を運転することができる運転免許証、対応する第一種免許に係る教習指導員資格者証を受けていること。

(2) 審査を受ける場合は、自動車運転免許証（仮運転免許証を除く。）を携帯しておくこと。

(3) 審査に合格した者に対しては、教習指導員審査合格証明書を交付する。

(4) 審査に合格した者であっても、道路交通法第99条の3第4項第2号イからハまでのいずれかに該当する者は、教習指導員資格者証の交付を受けることはできない。

(5) 審査手続その他の問い合わせは、福岡県警察本部運転免許試験課教習所係に対して行うこと。

連絡先 福岡県警察本部運転免許試験課教習所係  
郵便番号 811-1392  
所在地 福岡市南区花畑4丁目7番1号  
電話番号 092-566-2892

別表1

審査細目	教習指導員審査 (普通)に係る額	教習指導員審査 (特定第一種) に係る額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能	4,100円	1,450円
2 技能教習に必要な教習の技能	1,350円	1,350円
3 学科教習に必要な教習の技能	1,250円	1,250円
4 法第108条の2第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	1,250円	1,300円
5 自動車教習所に関する法令についての知識	1,250円	1,300円
6 教習指導員として必要な教育についての知識	1,200円	1,200円
備考		
1 1の項及び2の項に掲げる審査細目についての審査を併せて免除されるときは、教習指導員審査（普通）を受けようとする者にあつては6,350円、教習指導員審査（特定第一種）を受けようとする者にあつては4,000円を減ずるものとする。		
2 4の項及び5の項に掲げる審査細目についての審査を併せて免除されるときは、教習指導員審査（普通）を受けようとする者にあつては2,600円、教習指導員審査（特定第一種）を受けようとする者にあつては2,650円を減ずるものとする。		
3 1の項から6の項までに掲げる審査細目についての審査を併せて免除されるときは、教習指導員審査（普通）を受けようとする者にあつては11,400円、教習指導員審査（特定第一種）を受けようとする者にあつては9,100円を減ずるものとする。		

別表2

審査細目	教習指導員審査 (大型第二種免許及 び普通第二種免許) に係る額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能	4,750円
2 技能教習に必要な教習の技能	8,250円
3 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	2,850円
備考	
1の項及び2の項に掲げる審査細目についての審査を併せて免除されるときは、8,950円を減ずるものとする。	

雑 報

**福岡北九州高速道路公社公告第10号**

有料道路に関する工事の一部が完了するので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第10条第2項の規定により、次のとおり公告する。

平成18年3月20日

福岡北九州高速道路公社  
理事長 田中康順

1 路線名

福岡市道 福岡高速5号線

2 工事の一部が完了する区間

福岡市南区的場二丁目17番5地先から  
福岡市城南区樋井川四丁目186番1地先まで

3 工事の種類

新設工事

4 工事完了の日

平成18年3月25日

**福岡北九州高速道路公社公告第11号**

福岡高速道路に係る料金及び料金の徴収期間を次のとおり変更するので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第25条第1項の規定に基づき、公告します。

平成18年3月20日

福岡北九州高速道路公社  
理事長 田中康順

1 路線名及び料金の徴収区間

路 線 名	料 金 の 徴 収 期 間
福岡市道 福岡高速1号線	福岡市東区香住ヶ丘二丁目から 同市西区愛宕四丁目まで

福岡市道 福岡高速1号愛宕福重線	福岡市西区愛宕四丁目から 同区福重三丁目まで
福岡市道 福岡高速2号線	福岡市博多区千代六丁目から 同区半道橋二丁目まで
福岡市道 福岡高速2号半道橋西月隈線	福岡市博多区半道橋二丁目から 同区西月隈四丁目まで
福岡市道 福岡高速2号西月隈水城線	福岡市博多区西月隈四丁目から 太宰府市水城二丁目まで
福岡市道 福岡高速3号線	福岡市博多区東光二丁目から 同区豊二丁目まで
福岡市道 福岡高速4号線	福岡市東区箱崎ふ頭三丁目から 同区多の津二丁目まで
福岡市道 福岡高速4号多の津蒲田線	福岡市東区多の津二丁目から 同区蒲田三丁目まで
福岡市道 福岡高速5号線	福岡市博多区西月隈四丁目から 同市城南区樋井川四丁目まで

2 料金の額

(1) 料金は、上記1の料金徴収区間について、1回の通行につき次の料金とする。

大型車 車両総重量8トン以上、最大積載量5トン以上又は乗車定員30人以上の  
自動車及び大型特殊自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）  
に規定する大型特殊自動車をいう。）をいう（以下同じ。）。  
1台につき 1,200円

普通車 大型車以外の自動車をいう（以下同じ。）。  
1台につき 600円

(2) けん引自動車（けん引するための構造及び装置を有する自動車をいう。）が被けん引自動車（けん引されるための構造及び装置を有する自動車をいう。以下同じ。）1台をけん引している場合には、1台の自動車とみなす。被けん引自動車を2台以上けん引している場合には、2台目以降の被けん引自動車については、1台につき、さらに普通車の料金1台分を徴収する。

(3) 福岡市道福岡高速1号愛宕福重線と福岡市道福岡高速5号線のうち福岡市博多区西月隈四丁目から同市城南区樋井川四丁目までの区間との間を引き続き利用するE

ＴＣ車（ＥＴＣシステム（有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年8月2日建設省令第38号。（以下「省令」という。））第1条に規定する有料道路自動料金収受システムをいう。以下同じ。）を使用して無線通信により料金を納付する自動車をいう。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。以下同じ。）が福岡北九州高速道路公社理事長（以下「理事長」という。）の定める方法により利用した場合には、これを1回の通行とみなす。

### 3 割引をする自動車及び割引率

(1) ＥＴＣ期間限定普及促進割引については、以下のとおりとする。

#### ア 割引をする自動車

ＥＴＣ車

#### イ 割引率

割引率は、10パーセントとする。

(2) ＥＴＣ曜日別時間帯割引については、以下のとおりとする。

#### ア 割引をする自動車

ＥＴＣ車

#### イ 割引率

##### ① 区分及び時間帯に応じた割引

アの自動車については、下表の割引率を適用する。

区 分	時 間 帯	割 引 率
日曜日・祝日	0：00以後～24：00前	10%
土曜日	0：00以後～24：00前	5%

(注) 祝日は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に定める休日及び理事長が別に定める日とする。

##### ② 弾力的な割引

社会政策又は営業上の理由から①に定める表の軽微な変更を行う場合には、事前に国土交通大臣に届け出るものとする。

(3) 福岡高速一般向けマイレージ割引（以下「マイレージ割引」という。）について

は、以下のとおりとする。

#### ア 割引を適用する自動車

ＥＴＣ車のうち、福岡北九州高速道路公社との契約に基づきＥＴＣカード（省令第2条第2項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が公告したＥＴＣシステム利用規程（平成17年10月1日実施。以下「ＥＴＣシステム利用規程」という。）第2条第1号に規定するＥＴＣカードをいう。以下同じ。）を発行する者から貸与を受けたＥＴＣカード（東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が定めるＥＴＣマイレージサービス利用規約（平成17年10月1日実施。以下「マイレージ規約」という。）に基づき、ＥＴＣマイレージサービスの利用に関する登録がなされたＥＴＣカードに限る。以下(3)において同じ。）を使用して通行料金の納付を行うとする利用者の自動車。

#### イ 割引率

##### ① ポイントの付与

一枚のＥＴＣカードごとにＥＴＣシステムを利用して無線通信により徴収する一通行ごとの料金の額及び料金の額の1ヶ月の合計額に応じて、100円につき下表のとおりポイントを付与する。

基本ポイント	加 算 ポ イ ン ト	
	月間利用額区分	ポイント付与 (100円につき)
一通行ごと100円につき 1ポイント	5千円以下の部分	0ポイント
	5千円を超え1万円以下の部分	3ポイント
	1万円を超え2万円以下の部分	6ポイント
	2万円を超え3万円以下の部分	12ポイント
	3万円を超えた部分	19ポイント

##### ② ポイントによる割引

一枚のＥＴＣカードごとに付与されたポイントの累積数が100ポイント以上の場合に、マイレージ規約第2条に定めるマイレージ登録者は、100ポイント

を100円分の通行料金に充当する還元額に交換できるものとする。

③ 弾力的なポイントの付与及び割引

社会政策又は営業上の理由から①に定める表又は②に定めるポイントによる割引を弾力的に変更する場合には、事前に国土交通大臣に届け出るものとする。

(4) 福岡高速コーポレートカード割引（以下「コーポレートカード割引」という。）については、以下のとおりとする。

ア 割引を適用する自動車

E T C車のうち、E T Cシステム取扱道路管理者（E T Cシステム利用規程第2条第1号に定めるE T Cシステム取扱道路管理者をいう。）から貸与を受けたE T Cカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車。

イ 割引率

① 料金の額に応じた割引

一枚のE T CカードごとにE T Cシステムを利用して無線通信により徴収する料金の額の1ヶ月の合計額（ただし、100円未満切り捨てとする。）に応じて下表のとおり適用する。

月間利用額区分	割引率
5千円以下の部分	0%
5千円を超え1万円以下の部分	3%
1万円を超え2万円以下の部分	6%
2万円を超え3万円以下の部分	12%
3万円を超えた部分	18%

② 弾力的な割引

社会政策又は営業上の理由から①に定める表による割引を弾力的に変更する場合には、事前に国土交通大臣に届け出るものとする。

(5) E T C路線バス割引については、次のとおりとする。

ア 割引を適用する自動車

理事長が別に定めるところにより、E T Cカード及び車載器（E T Cシステム利用規程第2条第1号に規定する車載器をいう。以下同じ。）の登録をした路線

バス（乗車定員30人以上の自動車のうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供するものであり、かつ、理事長がその主たる旅客が観光を目的とするものでないと認定したものをいう。以下同じ。）でE T Cシステムを使用して無線通信により通行料金の納付を行おうとする自動車。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。

イ 割引率

料金の割引率は、39パーセント以内とする。

(6) 障害者割引については、以下のとおりとする。

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村が設置したものに限る。）又は当該事務所を設置していない町村において、事前に本割引適用のための必要な身体障害者手帳又は療育手帳への必要事項の記載の手続きがなされ、当該手帳に自動車登録番号又は車両番号が記載された以下の自動車については、現金、プリペイドカード（磁気式前払券をいう。以下同じ。）又はクレジットカード（E T Cカード（E T Cカードのうち福岡北九州高速道路公社又は西日本高速道路株式会社との契約に基づきE T Cカードを発行する者から貸与を受けたE T Cカードをいう。以下(6)において同じ。）を含む。）で徴収する料金の割引率を50パーセント以下とする。

また、E T Cシステムの整備がなされている料金所においては、上記の手続きとあわせてE T Cカードと車載器をともに使用する自動車のうち、本割引措置適用のために事前に登録された、対象障害者本人名義のE T Cカード（対象障害者1人につき1枚に限り、対象障害者が未成年で本人以外の者の運転による割引の適用を受け、かつ本人の運転による割引の適用を受けない場合は、その親権者又は後見人名義のE T Cカードを含む。）及び車載器を使用する以下の自動車については、無線通信により徴収する料金の割引率を50パーセント以下とする。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者（15才未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けている場合における当該保護者を除く。以下「身体障害者」と

いう。)が、自ら運転する乗用自動車(自動車検査証の「用途」欄に乗用と記載されているもので、乗車定員10人以下のもの。以下障害者割引において同じ。)、貨物自動車(自動車検査証の「用途」欄に貨物と記載されているもので、後部座席が設置され乗車定員が4人以上10人以下のものうち、乗車設備と荷台に仕切りがないもの又は乗車設備と荷台が仕切られているもので最大積載量が500kg以下のもの。以下障害者割引において同じ。)、特種用途自動車(自動車検査証の「用途」欄に特種と記載されているものうち、「車体の形状」欄に車いす移動車、身体障害者輸送車又はキャンピング車と記載されているもので、乗車定員が10人以下のもの。以下障害者割引において同じ。)又は二輪自動車(総排気量が125ccを越えるもの。以下障害者割引において同じ。)で、当該身体障害者又はその親族等(配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等。以下同じ。)が所有するもの(自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」欄に当該身体障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの又は割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合であって、自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に当該身体障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの。身体障害者1人につき1台に限る。)。ただし、営業用の自動車(割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合以外であって、自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」若しくは「使用者の氏名又は名称」欄に法人名が記載されているもの、自動車検査証の「自家用・事業用の別」欄に事業用と記載されているもの又は外見上営業のために使用していることが明らかであるもの等。以下同じ。)を除く。

イ 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者(15才未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けているときは、当該15才未満の者)のうち、下表の左欄に掲げる障害の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる等級(身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める障害の等級をいう。)に該当する障害を有する者及び同表の左欄に掲げる障害を2以上有し、その障害の総合の程度が同表の右欄に準ずる者、又は療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙)の定めるところにより療育手帳の交付を

受けている者のうち、障害の程度が「療育手帳制度の実施について(昭和48年9月27日厚生省発児第725号厚生省児童家庭局長通知)」の第三の1(1)に規定する「重度」に該当する者(以下「重度障害者」という。)が乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する乗用自動車、貨物自動車、特種用途自動車又は二輪自動車で、当該重度障害者若しくはその親族等が所有するもの(自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの又は割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合であって、自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの。重度障害者1人につき1台に限る。)又はこれらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあつては、当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有するもの(自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者を継続して日常的に介護している者の氏名が記載されているもの又は割賦契約者若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合であって、自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者を継続して日常的に介護している者の氏名が記載されているもの。重度障害者1人につき1台に限る。)ただし、営業用の自動車を除く。

障害の区分				障害の程度
視	覚	障	害	1級から3級までの各級及び4級の1
聴	覚	障	害	2級及び3級
肢	上	肢	不自由	1級、2級の1及び2級の2
	下	肢	不自由	1級、2級及び3級の1
体	体	幹	不自由	1級から3級までの各級
	不自由	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害		1級及び2級(一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。)
		移動機能障害	1級から3級までの各級(一下肢のみに運動機能障害がある場合を除く。)	

内 部 障 害	心臓機能障害	1級から4級までの各級
	じん臓機能障害	1級から4級までの各級
	呼吸器機能障害	1級から4級までの各級
	ぼうこう又は直腸の機能障害	1級から3級までの各級
	小腸機能障害	1級から4級までの各級
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級から4級までの各級

(7) ETC前納割引については、以下のとおりとする。

ア 割引をする自動車

ETCカード（東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社及び阪神高速道路株式会社が定めるETC前払割引サービス利用約款に定めるところにより、車載器とともに本割引の適用を受けるための登録及び料金の前払いがなされている場合に限る。）を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車。

イ 割引率

次の割引率を適用する。

前払金	利用可能額	割引率
10,000円	10,500円	約5%
50,000円	58,000円	約14%

(8) 料金を徴収する全自動車のうち、プリペイドカードを利用するものについては、次の割引率を適用する。

券の種類	販売価格	割引率
5,200円券	5,000円	約4%
10,500円券	10,000円	約5%

(9) 有料道路の料金に係る社会実験に関する割引については、以下のとおりとする。

ア 割引を適用する自動車

福岡高速道路を通行し、有料道路の料金にかかる社会実験に参加する全自動車とする。

イ 割引率

個々の社会実験毎に実験内容に合わせて割引率を適宜設定するものとする。

ウ 実施する期間

実施する期間を限定するものとする。

エ 適用区間

個々の社会実験毎に実験内容に合わせて適用区間を限定するものとする。

オ 事前の届出

個々の社会実験毎に上記アからエまでの詳細について、事前に国土交通大臣に届出するものとする。

(10) 割引相互間の適用関係

ア 障害者割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、ETC期間限定普及促進割引、マイレージ割引、ETC前納割引及びプリペイドカードに限るものとし、障害者割引を適用した後の金額に対して当該割引を適用する。

イ ETC路線バス割引を受ける自動車は、他の割引と重複して適用しないものとする。

ウ ETC期間限定普及促進割引、ETC曜日別時間帯割引、マイレージ割引、コーポレートカード割引、ETC前納割引の相互間の重複適用関係については、以下のとおりとする。

① 重複適用の有無

	普及促進				
曜日別	×	曜日別			
マイレージ	×	○	マイレージ		
コーポレート	×	○	×	コーポレート	
前納	○	○	×	×	前納

○・・・適用あり  
×・・・適用なし

注)「普及促進」は「ETC期間限定普及促進割引」、「曜日別」は「ETC曜日別時間帯割引」、「マイレージ」は「マイレージ割引」、「コーポレート」は「コーポレートカード割引」、「前納」は「ETC前納割引」をそれぞれ指すものとする。

② 重複適用の順序

適用順序	割引の種類

1	E T C 期間限定普及促進割引又は E T C 曜日別時間帯割引
2	マイレージ割引、コーポレートカード割引、E T C 前納割引

## 4 料金の徴収期間

この申請に係る料金の徴収区間の一部が供用された日（昭和55年10月）から54年6ヶ月間〔各区間の事業費を勘案した平均的な供用日である換算起算日（平成9年3月）から38年1ヶ月間。〕とする。

## 5 実施期日

- (1) この料金及び料金の徴収期間にかかる申請事項は、特に定める場合を除き、福岡市道福岡高速5号線のうち福岡市南区向新町一丁目から同市城南区樋井川四丁目までの区間を供用する日から実施するものとし、それまでの間は従前のおりとする。
- (2) この申請事項中3(1)については理事長が別に定める日から理事長が別に定める日まで実施することとし、その翌日から2(3)並びに3(2)、(3)及び(4)を実施する。
- (3) この申請事項中3(6)、(8)及び(10)のプリペイドカードの使用については、理事長が別に定める日までとする。
- (4) 平成16年6月18日付け国国有第16号において認可を受けた次の回数通行券については、理事長が別に定める日から発行を停止することとし、それまでの間は従前のおりとする。

ア 料金を徴収する全自動車（イの自動車を除く。）について、次の割引率の回数通行券を発行する。

券の種類	普通車		大型車	
	販売価格	割引率	販売価格	割引率
100回券	48,900円	約19%	97,800円	約19%
50回券	25,100円	約16%	50,200円	約16%
24回券	12,200円	約15%	24,400円	約15%
9回券	4,900円	約9%	9,800円	約9%

イ 路線バスについては、次の割引率の回数通行券を発行する。

券の種類	販売価格	割引率
------	------	-----

100回券	73,400円	約39%
-------	---------	------

## 福岡北九州高速道路公社公告第12号

福岡北九州高速道路公社公告第11号（福岡高速道路の料金及び料金の徴収期間。以下「公告」という。）3(3)イ③及び3(4)イ②に基づき、次のとおり国土交通大臣に届出をしたので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第25条第1項の規定に基づき公告する。

平成18年3月20日

福岡北九州高速道路公社  
理事長 田中康順

- 福岡高速一般向けマイレージ割引の弾力的なポイントの付与  
公告3(3)イ①に定める表の基本ポイントの欄中「1ポイント」を「6ポイント」に変更する。
- 福岡高速コーポレートカード割引の弾力的な割引  
公告3(4)イ①の表の割引率の欄中「3%」を「7%」に、「6%」を「10%」に、「12%」を「16%」に、「18%」を「22%」に変更する。
- 実施する期間  
福岡高速一般向けマイレージ割引及び福岡高速コーポレートカード割引の実施日から1年間とする。

## 福岡北九州高速道路公社公告第13号

福岡北九州高速道路公社公告第11号（福岡高速道路の料金及び料金の徴収期間。以下「公告」という。）2の料金の額及び5の実施期日のうち理事長が定める事項について、次のとおり定めたので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第25条第1項の規定に基づき公告する。

平成18年3月20日

福岡北九州高速道路公社  
理事長 田中康順

- 1 公告2(3)の理事長が定める方法は、福岡市道福岡高速1号線愛宕福重線福重出口、石丸入口と福岡市道福岡高速5号線堤出入口の間を120分以内に1回を限度として乗り継ぐ場合とする。
- 2 公告5(2)の理事長が別に定める日から理事長が別に定める日まで、平成18年4月

- 1日から理事長が別に定める日までとする。
- 3 公告5(3)の理事長が別に定める日は、平成18年3月31日とする。
- 4 公告5(4)の理事長が別に定める日は、平成19年1月1日とする。

正 誤
-----

発行年月日	公報番号	種類	同上番号	ページ	欄		行	備考	正	誤
					上	下				
17・12・21	2476	福岡県有明海区漁業調整委員会指示	45	12	○		後ろから11		(日本測地系) ア 北緯33度 6分41.987秒 東経130度22分 0.543秒 イ 北緯33度 6分29.986秒 東経130度21分57.542秒 ウ 北緯33度 6分27.585秒 東経130度22分11.343秒 エ 北緯33度 6分39.587秒 東経130度22分14.344秒	(日本測地系) ア 北緯33度 7分 6.011秒 東経130度21分43.857秒 イ 北緯33度 6分54.013秒 東経130度21分40.858秒 ウ 北緯33度 6分51.613秒 東経130度21分54.657秒 エ 北緯33度 7分 3.612秒 東経130度21分57.656秒
						○	2		(日本測地系) オ 北緯33度 4分19.169秒 東経130度24分13.150秒 カ 北緯33度 3分56.967秒 東経130度23分49.147秒 キ 北緯33度 3分42.566秒 東経130度24分 8.348秒 ク 北緯33度 4分 4.767秒 東経130度24分32.351秒	(日本測地系) オ 北緯33度 4分43.229秒 東経130度23分56.451秒 カ 北緯33度 4分21.031秒 東経130度23分32.453秒 キ 北緯33度 4分 6.633秒 東経130度23分51.652秒 ク 北緯33度 4分28.831秒 東経130度24分15.649秒
18・1・25	2487	福岡県有明海区漁業調整委員会指示	46	20	○		後ろから8		(日本測地系) ア 北緯33度 6分41.987秒 東経130度22分 0.543秒 イ 北緯33度 6分29.986秒 東経130度21分57.542秒 ウ 北緯33度 6分27.585秒 東経130度22分11.343秒 エ 北緯33度 6分39.587秒 東経130度22分14.344秒	(日本測地系) ア 北緯33度 7分 6.011秒 東経130度21分43.857秒 イ 北緯33度 6分54.013秒 東経130度21分40.858秒 ウ 北緯33度 6分51.613秒 東経130度21分54.657秒 エ 北緯33度 7分 3.612秒 東経130度21分57.656秒
						○	5		(日本測地系) オ 北緯33度 4分19.169秒 東経130度24分13.150秒 カ 北緯33度 3分56.967秒 東経130度23分49.147秒 キ 北緯33度 3分42.566秒 東経130度24分 8.348秒 ク 北緯33度 4分 4.767秒 東経130度24分32.351秒	(日本測地系) オ 北緯33度 4分43.229秒 東経130度23分56.451秒 カ 北緯33度 4分21.031秒 東経130度23分32.453秒 キ 北緯33度 4分 6.633秒 東経130度23分51.652秒 ク 北緯33度 4分28.831秒 東経130度24分15.649秒

発行 福岡市博多区東公園七番七号  
福岡県(総務部行政経営企画課)

販売印刷 福岡市東区箱崎六丁目六番四二号  
株式会社 川島弘文社

定価 一箇月二、三五〇円(税込・郵便料別)